

入札案件に関する質問書

◎ 入札番号：第24号

◎入札名：滑川市道路パトロール車売却

◎業務場所：滑川市役所

[質問期日：令和8年4月10日] ⇒ 【回答期日： 令和8年4月14日】

質問内容	回答
<p>○ 入札番号第24号に関して</p> <p>・貴市より発行される書類について、インボイス制度に対応した適格請求書としての要件（登録番号の記載等）を満たすものの発行は可能でしょうか。 また、請求書が発行されない場合はどのような書類が発行されるかご教示いただけますと幸いです。</p> <p>・道路維持作業用自動車の指定証の返還は、使用者である貴市の責任で行うことという認識でよろしいでしょうか。</p> <p>・落札後に締結する契約書の案を事前にいただくことは可能でしょうか。</p>	<p>○ 入札番号第24号に関して</p> <p>・インボイス制度に対応した納入通知書・納付書兼領収書又は請求書の発行は可能です。</p> <p>・道路維持作業用自動車指定証の返還は当市で行います。緊急自動車指定証の返還についても、当市で行います。</p> <p>・契約書（案）は別紙のとおりです。</p>

物品売買契約書（案）

売渡人 滑川市（以下「甲」という。）と買受人（以下「乙」という。）とは、物品の売買について次のとおり契約を締結する。

（信義誠実の義務）

第1条 甲及び乙は、信義を重んじ、誠実にこの契約に定める各事項を履行しなければならない。

（売買物件）

第2条 甲が乙に売り渡し、乙が甲から買い受ける物件（以下「売買物件」という。）は、次のとおりとする。

- 名称
車名 トヨタ
型式 CBA-TRJ120W
車台番号 TRJ120-5134710
- 数量
1台

（売買代金）

第3条 前条の売買物件の売買価格（以下「代金」という。）は、金 円（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 円）とする。

（契約保証金）

第4条 契約に係る保証金は免除する。

（代金の納付）

第5条 代金の支払いは一回払いとし、乙は、請求を受けた日から14日以内に甲の指定する金融機関に納付しなければならない。

（遅延賠償金）

第6条 乙は、前条に定める納付期限までに売買代金を完納しなかったときは、その遅延日数に応じ、未納代金に政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項に規定する遅延利息の率を乗じて得た金額を遅延賠償金として甲に支払わなければならない。

（所有権の移転及び名義変更手続）

第7条 売買物件の所有権は、乙が代金（乙の代金納付が遅延した場合にあっては、前条に定める賠償金を含む）を完納したときに甲から乙に移転する。

2 甲は、売買代金の支払いを確認後、速やかに売買物件の名義変更手続きを乙に委任するものとし、乙は、委任を受けた日から7日以内に当該手続きを完了するものとする。

3 名義変更手続きに要する費用は、すべて乙の負担とする。

（売買物件の引渡し）

第8条 甲は、前条で規定された名義変更手続きの完了を確認した後、乙に売買物件を引渡すものとする。

2 売買物件の引渡しに要する費用は、すべて乙の負担とする。

（契約不適合責任）

第9条 乙は、この契約締結後、売買物件に種類、品質、数量に関して本契約の内容に適合しない状態があることを発見しても、代金の減額請求若しくは損害賠償の請求又は契約の解除をすることができない。ただし、乙が消費者契約法（平成12年法律第61号）第2条第1項に定める消費者に該当する場合は、売買代金の減額請求若しくは損害賠償の請求又は契約の解除について、引渡しの日から1年以内に甲に対して協議を申し出ることができるものとし、甲は協議に応じるものとする。

（危険負担）

第10条 この契約締結の日から所有権移転のときまでにおいて、売買物件が天災その他甲の責めに帰することができない理由により減少し、又は損傷した場合であっても、乙は、甲に対して代金の減額及び損害の賠償を請求することができない。

（債務不履行）

第11条 甲は、乙がこの契約に定める事項を履行しないときは、この契約を解除し、及び損害の賠償を請求することができる。

（協議）

第12条 この契約書に約定しない事項について、約定する必要が生じたとき、又はこの契約に約定する事項について疑義のあるときは、甲乙協議のうえ定めるものとする。

この契約の締結を証するため、この契約書を2通作成し、各自記名押印のうえ、それぞれ1通を保有するものとする。

令和 年 月 日

甲 富山県滑川市寺家町104番地
滑川市長 水野達夫

乙